

古代丹波・丹後の居住氏族について

磯 野 浩 光

1

古代の丹波・丹後^(注1)の地における考古学的な調査・研究は、発掘調査・遺跡詳細分布調査・資料館の活動などでその成果を着実に蓄積しつつあり、地元では地道な研究活動^(注2)も行なわれている。とりわけ、史跡網野銚子山古墳(竹野郡網野町網野, 全長198m)・史跡神明山古墳(竹野郡丹後町宮, 全長190m)・史跡蛭子山古墳(与謝郡加悦町明石, 全長145m)という日本海沿岸地方最大級の3大前方後円墳の位置する丹後地方は、考古学的な関心も高く、その有する歴史的意義についても論議を集めている。

一方、古代史的な観点からの研究はたち遅れており、国文学的な伝承研究の他、2, 3の研究があるにすぎない。ただその中で、門脇禎二氏が近年唱えておられる「丹後王国論」は注目すべきものであり、金銅装環頭大刀等を出土した湯舟坂2号墳(熊野郡久美浜町須田)の発掘調査などと相俟って、地元だけに留まらぬ大きな反響をまき起こしたことは記憶に新しい。

以下小稿では、古代史の主な先行研究を一瞥した上で、古代の丹波・丹後を考える基礎的な作業の1つとして、古代丹波・丹後居住の氏族を取り上げ、1, 2の考察を覚書的に述べてみたい。

2

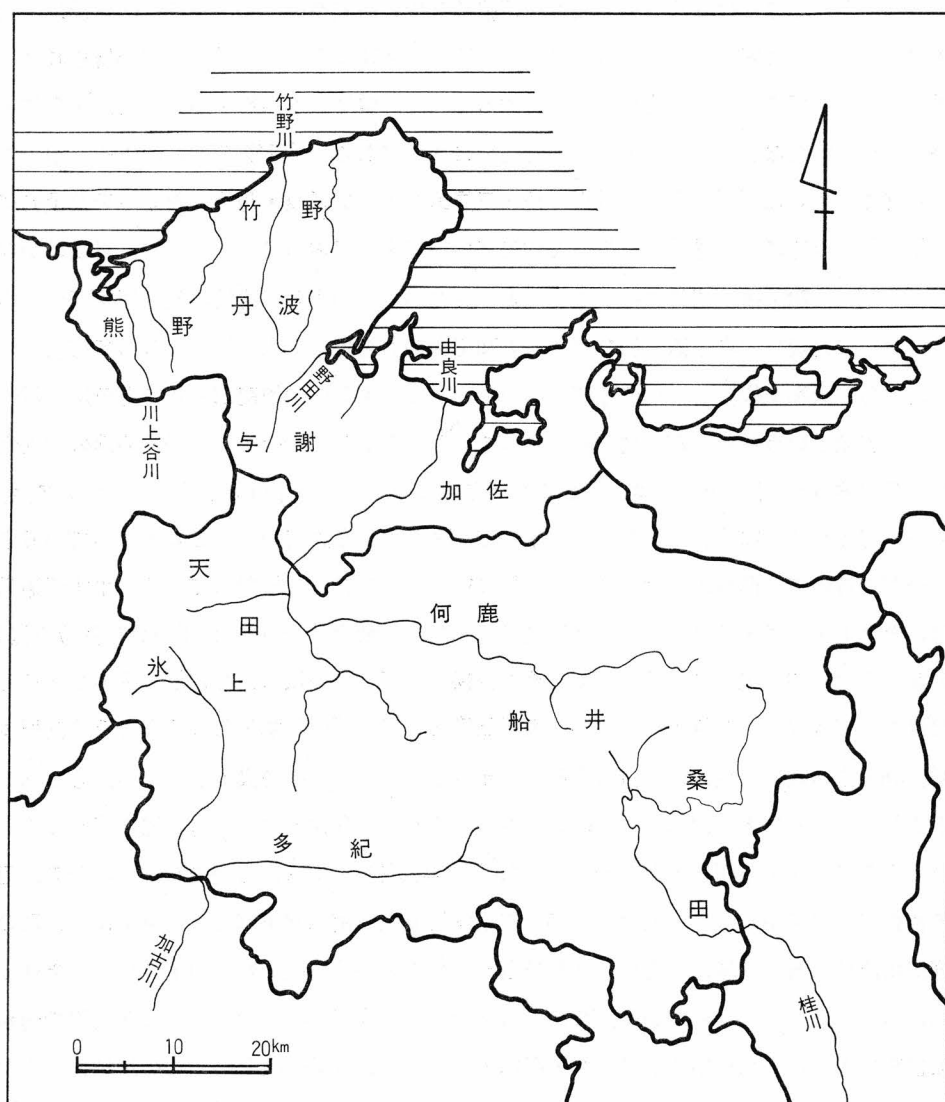
本章では、国文学的な分野から折口信夫・西村 享・川上順子の各氏、古代史の分野からは、上田正昭・小林敏男・畑井 弘・門脇禎二の各氏の研究を取り上げて、それらの注目すべき論点や問題点を列举してみたい。

国文学的な分野では、まず折口信夫氏が論文「水の女」で、『古事記』垂仁天皇段や『日本書紀』垂仁5年10月朔条などに見える、丹波道主王の娘たちが後宮に入ったとする伝承を取り上げ、その伝承中の「美豆能小佩」(ミヅノオヒモ、『古事記』垂仁天皇段)に関係する神事を分析したことを挙げておきたい。^(注3)この研究は、のちの丹波・丹後に関する国文学的研究に大きな示唆を与えた。次に西村 享氏は、古代丹波・丹後出身の女性たちが、トヨウカノメの信仰を持って宮廷に仕えたこと、この信仰は禊ぎと稲に関係し、「美豆能小

佩」に関するような特殊な呪術で天皇に仕えたこと、そしてこの信仰が宮廷の信仰と交わって伊勢神宮の伝承を形成したことなどを説いて、丹波・丹後から出て宮廷に仕えた女性たちの特殊性を指摘された。^(注4)さらに川上順子氏は、地方から天皇の後妃として貢上された女性の伝承や、水の神の住む神話的世界として創造された「丹波」の存在と、古代丹波・丹後の地との関連や、古代丹波・丹後の支配者としての海部直の役割などを分析された。^(注5)これら西村、川上両氏の研究は、国文学的な研究方法を取られているのでやむを得ないのであるが、『古事記』・『日本書紀』(以下、『記』・『紀』と略記する。)の伝承と史実との区別があいまいであり、古代史の研究成果もあまり参考にされておらず、古代史の観点からは、別の解釈も可能であろう。

次に古代史の分野に目を転じると、比較的早い時期に上田正昭氏の丹波地域についての考察がある。上田氏は、丹波大県主(開化記)・『延喜式』神名帳所載(以下、式内社と記す。)桑田郡三県神社・『記』『紀』の丹波・丹後出身の後妃伝承などの存在から、大和王権と丹波の結びつきは深く、早くから濃厚な政治的關係にあったと指摘された。^(注6)この考察は丹波地域を取り上げた数少ない古代史の研究であり、かつすぐれたものとして評価される。丹後の地域については、門脇禎二氏がいくつかの研究を発表されているが、それらについては後述することとして、小林敏男氏の研究から検討してみたい。小林氏は、丹後の古代史の画期を2度想定されており、最初は5世紀代に、日本海一琵琶湖一淀川という水上交通路で、丹後の地とワニ氏が政治的關係を有したこと、2度目は継体朝以降、6世紀後半に大和王権が木津川一桂川一桑田地方を經由し、ミヤケを拠点としつつ丹波・丹後に進出したこと、とされた。さらに氏は、推古朝ごろ、且波大県主と竹野比売という神話・伝承の世界が成立したことや、伝承の内容などから、忍海氏と丹後(竹野郡)との関連を指摘された。^(注7)この小林氏の説は、系譜關係を中心に丹後の地とワニ氏とを結びつけたり、大和王権の丹波・丹後進出過程の根拠をミヤケ地名に頼りすぎるといふ少々強引な点は否めず、丹後の大型古墳の分布状態の把握なども最近の成果からすると疑問点は多いが、丹波・丹後の地が古代史上に果たした役割の大きさを示唆したことは意義深いものである。次に畑井 弘氏は独特の立論で独自な見解を発表されている。それは、崇神天皇によって基礎を固められた初期の大和王権は、越～近江地方の「彦坐王国」と、丹波・丹後の「彦湯産隅王国」という大和と日本海をつなぐ2つのルートを掌握することによって大きな勢力になったものであり、丹波・丹後の地は「鍛冶王国」であったとする説である。^(注8)この畑井氏の説は、伝承と史実とは異なるとしながら、伝承と史実が同様であるような論の展開になっており、また、『記』『紀』の神名・人名・地名をすべて朝鮮語で理解しようとされ、考古学・鉱工業史・地質学的な裏付けなしに鍛冶の存在を説かれたりしており、興味深い着想

ではあるが、すぐには従えない。最後に門脇禎二氏の研究を検討してみる。門脇氏は、大和中心の古代史に対して、ある特定地域の歴史を解明すること、氏の言葉を借りれば、「地域史に責任をもつ古代史像」^(注9)を提起する意図で、特に日本海沿岸地方の出雲・丹波・丹後・越・能登などについて多くの論考を公にされており、「丹後王国論」もその中の1つと言えよう。ただ門脇氏は、近年「丹後王国論」として丹波・丹後の独立性を積極的に主張される以前にも、丹波・丹後の古代史について説いておられ、そこでは、丹後はかなり早くから大和王権と関係を持っていたとされている。つまり、古墳時代前期末頃から中期はじめに丹後は大和王権と結びつき、大和王権の力を背景に大古墳を造営して海上への威圧とし、大和王権の北方への主要なルートとして、大和一山城南部一丹後野田川流域一竹野川流域という道すじが確立したとされている。^(注10)ところが最近では、丹後の地の独立性の方を強調され、「丹後王国論」として提起されている。この「丹後王国論」については、その内容を深く吟味することなく、「丹後王国論」という語句のみが1人歩きしているきらいがあるので、門脇氏の論の展開、用語に従い、やや詳しく検討してみる。まず門脇氏は、ヤマト・キビ・イヅモという地域国家と相対的に独立性を持った、「丹後(丹波)王国」の存在を積極的に主張されるもので、その根拠としては、丹後に大型古墳が集中することだけからではなく、門脇氏の説かれる地域国家としての「(イ)地域独自の王権とその支配体制、(ロ)一定の政治領域、(ハ)独自の支配イデオロギー」の3条件を具備しているからであるとされる。そして地域国家としての3条件は、それぞれ具体的に、(イ)丹波道主王をめぐる男王の5代のタテ系図とほか2流のタテ系図、(ロ)現在の中郡峰山町丹波を核に、その周辺の竹野川流域を中心とし、西は熊野郡の川上谷川流域、南は氷上郡まで、東南は与謝郡の野田川流域に及ぶ地域、(ハ)方形台状墓を創出した葬制から丹後に特有のトヨウケモチ神信仰、が当てはまるとされている。またその時期は、4世紀中、末期ごろから5世紀の間が最盛期であり、6世紀中ごろにヤマト国家のイヅモ征討を前提として、この地域に圧力が強まり、最終的にヤマトの支配下に入ってしまったと想定されている。^(注11)この研究は、日本海沿岸地方全般を視野に入れ、近時の考古学の成果も取り入れた斬新なものであり、先に触れたように丹後の発掘調査がとりわけ注目された時に発表されたので、大きな反響を呼んだが、全く問題点がないわけではない。古代丹波・丹後に1つの大きな勢力が存在したことについては、大方の納得するところであるが、その勢力が、大和王権に従属的で、なかば支配下にあったのか、独立性を有していたのかについては、意見の分かれるところであろう。門脇氏は独立性の方に注目され、氏の持論とも言える地域国家に結びつけられるのであるが、門脇氏の地域国家存在の3条件について、それぞれ具体的に当てはめられた根拠には、おのおの反論の余地がある。すなわち、(イ)タテ系図の復元と史実との関係より検



第1図 古代の丹波・丹後略図

討してみる。『記』『紀』の編纂過程については、『記』序文や『紀』、『続日本紀』の2, 3の^(注12)記事などから断片的に知られ、その原史料である「帝紀」, 「旧辞」は『記』序文にも明らかのように、天武天皇の判断による「削偽定実」という改変があったり、『記』『紀』として筆録されるまでには、何回もの手が加わっており、天皇系譜などには政治的作為性があるのは明白である。よって、門脇氏の復元された開化記に関連する系譜がどこまで史実を反映しているのかという疑問が生じるのである。つまり、タテ系図を正確に復元することが、すぐさま史実を解明することにはつながらないのであり、タテ系図が復元でき得て

も、それで丹後王国の王の系譜が復元できたとは断言できないのである。次に、(四)丹後王国の政治領域については、第1図に示したように、丹後半島内の川上谷川流域から、竹野川、野田川流域にかけてをひとまとまりとされることについては、個々の河川流域の微妙な古墳文化の相違などを捨象して、広い視点で取らえるのならおおむね妥当性があるが、開化記に見られる、丹波之河上摩須郎女や丹波之遠津臣という人名の、河上＝川上谷川、遠津＝宮津市須津に比定されるのは、タテ系図の存在をすぐに丹後の河川流域の地域と結びつけられることと合わせて、若干強引であり、ましてや政治領域の広がりや式内社の祭神の分布から判断されることは危険であろう。さらに、(五)独自の支配イデオロギーとしての、方形台状墓の葬制やトヨウケモチ神信仰については、門脇氏の主張はいささか消極的ではあるが、この点についても問題点が多い。まず、方形台状墓(この用語の定義、概念にもあいまいな点がある。)は、以前は発掘調査例が少なかったのに較べて、最近はかなり発掘調査の機会が増加しつつあり、丹後以外の日本海沿岸地方に目をむけると、例えば但馬では北浦古墳群(兵庫県豊岡市森尾)、セツ塚古墳群(同豊岡市正法寺)、阿金谷古墳群(同城崎郡竹野町阿金谷)、越前では、王山古墳群(福井県鯖江市東鯖江)、原目山古墳群(福井市原目町)^(注13)等々枚挙にいとまなく、時期的に丹後の方形台状墓が最古とは一概に言えず、門脇氏が方形台状墓が丹後からはじまったとされたのは、再考の余地がある。また、トヨウケモチ神信仰についても、式内社の祭神名を根拠にされるのであるが、式内社についてはその神社が式内社であるという比定がそもそも不確かであり、村々の産土神であったような神社の祭神は、時代とともに変化していく不安定なもので、すぐに古代の信仰に溯らせて考えるのは大いに危険である。「丹後王国」の中心地とされている丹波郡の中の式内社で、その境内地が弥生時代から平安時代の祭祀遺跡である大宮賣神社(中郡大宮町周枳、名神大社)は、まずその式内社の比定と祭神が古代に溯り得るもので、『延喜式』に拠ると、宮中神祇官西院で御巫の祭る宮中八神の1つに大宮賣神があって、大宮賣神を宮中以外で祭る唯一の式内社がこの神社である。^(注14)さらにこの大宮賣神社は丹後国二の宮として地元の崇敬も厚く、重要文化財の徳治2(1307)年3月銘のある石燈籠もあり、トヨウケモチ神以外にこのような式内社も丹波郡に存在することは大いに注目すべきであり、元伊勢の信仰も中世以降のものである。以上のことからすると、門脇氏の「丹後王国論」も数々の問題点があり、今後いろいろな方面から検討されるべきであって、定説とするには少しく早いものと思われる。また以上の古代史の研究の中では、上田正昭氏の丹波についての考察や、「丹後王国論」を積極的に唱えられる以前の門脇禎二氏の分析が比較的穏当で、説得力を持つものと思われる。

前章では丹波・丹後の地についての古代史を中心とする先行研究の主なものを取り上げ、その問題点、疑問点を指摘した。その中で必要性を感じるのが、基礎的な史料をもととする作業、考察であり、丹波・丹後の古代史を先入観なしに考えることである。よって本章では、古代丹波・丹後の居住氏族を取り上げてみると、管見に入った史料は第1表のとおりである。以下、郡ごとに少しく説明を加えてみたい。

〈桑 田 郡〉

桑田郡は、後に畿内に入る山背国の北に接しているが、史料は多くはなく、9世紀以降の史料がほとんどである。ただその中で、第1表③(丸囲み数字は、第1表の各氏族史料に付した数字。以下も同じ。)の丹波直有数は、㊥の丹波国人丹波直有数と同一人物であることはほぼ誤りがないように思われる。その理由は、まず同じ丹波直であり、名も同名の有数であって、時期的にもほぼ同じ時代である。官職こそ、③は郡の官人の称として用いられた検校と、㊥は中央近衛府の官人という相違があるが、㊥は丹波国人とあるから、京へは貫付されておらず、後に何らかの理由で郡の役を帯びて、③のように記されたのであろう。③と㊥が同一人物としてよいのなら、㊥と兄弟の関係にあった㊦の丹波直有貞から㊧の丹波直有道の4例も㊥同様に桑田郡の史料に入れることができることとなり、桑田郡は、9世紀後半ではあるが、丹波直の居住が特徴づけられる。②の□田部連君足は、京都府史跡周山廃寺跡(北桑田郡京北町周山)出土の奈良時代に属する平瓦に刻まれたもので、1字めを欠いているが、その下部がわずかに「木」と読むことができるので、「栗」もしくは「桑」ではないかとする説がある。^(注15)

〈船 井 郡〉

本郡は数種類の史料の中から、時期的にもあまり片やらない氏族の史料が検出できた。㊩の丹波直秀良から㊰の物部首惟範の6例の史料の出典は、『平安遺文』所収の「丹波国某郷長解」で、郡名を明らかにしていない。しかしその文書中に、「木前郷私部村」(第1巻p.324)や「摩気神祝部」(同p.325)とあり、それぞれ『倭名類聚抄』(以下、『倭名抄』と記す。)の船井郡木前郷や、船井郡式内社の摩気神社(名神大社)と関係づけられるので、船井郡と判断したものである。^(注16) そうすると本郡も桑田郡同様、丹波直の分布が注目される。さらにこの『平安遺文』の、「私部村」の記載は、㊲私部智国・㊳私部継人の史料と相俟って、本郡に私部が存在した徴証と考えられる。

〈多 紀 郡〉

本郡も数は少ないが、数種類の史料に時期的にあまり片やらない氏族の史料が残ってい

第1表 古代丹波・丹後居住氏族関係史料

	郡	郷	人 名	記 事 等	出 典
①	桑 田		倭彦王	仲哀天皇 5 世孫	継体即位前紀(武烈 8・12・壬子)
②	(〃)		□田部連君足		京北町周山麿寺出土瓦(奈良時代)
③	桑 田	川 人	丹波直有数	檢校	平遺11卷補 p.258・寛平元(889)・12・25
④	〃	〃	丹波直門宗	郡老	〃 〃
⑤	〃	〃	丹波直豊岑	擬大領	〃 〃
⑥	〃	〃	丹波直興世	擬大領	〃 〃
⑦	〃	〃	栗栖連宗公	擬少領	〃 〃
⑧	〃	〃	漢人綱麿	擬主政	〃 〃
⑨	〃	〃	大宅臣稻長	擬主政	〃 〃
⑩	〃	〃	摸作連權	郷長・無位	〃 〃
⑪	〃		宇治宿禰宮成		扶桑略記所引穴穗寺縁起・応和 2(962)
⑫	船 井		私部智国	戸主	大日古25卷 p. 81・天平 17(745)・3・21
⑬	〃		私部継人	⑫の戸口	〃 〃
⑭	〃	出 鹿	秦人□□	曾尼里	平城木簡概報 7 p. 5
⑮	〃		釈安澄	俗姓身人氏	元亨釈書卷 2・弘仁 5(814)卒
⑯	〃		丹波直秀良	郡老	平遺 1 卷 p. 324・延喜 17(917)・4・27
⑰	〃		丹波直常直	擬主帳・従 7 下	〃 p. 325・ 〃
⑱	〃		丹波直永古	郷長	〃 p. 324・ 〃
⑲	〃		物部首永助	檢校・正 6 上	〃 p. 325・ 〃
⑳	〃		物部首真助	擬大領・従 7 上	〃 p. 325・ 〃
㉑	〃		物部首惟範	擬大領・右近衛	〃 p. 325・ 〃
㉒	〃	(出鹿?)	丹波継有	戸主・正 6 上・鹿郷	東宝記卷 8 所引太政官符・天曆 8(954)・5・15
㉓	〃	(〃)	丹波福秀	㉒の戸口・鹿郷	〃 〃
㉔	多 紀	(草上)	漢人部□□□	多貴評	明日香養護学校出土木簡(補注 3)
㉕	(〃)		日下部□麻□		平城宮木簡 3 p. 80・2901号
㉖	多 紀	真 継	多紀臣大足	真継里	平城木簡概報 12 p. 10・和銅 5(712)
㉗	〃	〃	次金村	真継里	〃 〃
㉘	〃		常澄宿禰成主	斎院主典・従 7 上 左京貫付	続後紀・承和 11(844)・8・23
㉙	〃		多紀臣安人	郡老・権大領	平遺 1 卷 p.322・延喜 15(915) 9・11
㉚	〃		多紀良時	擬大領(故人)	平遺 1 卷 p.369・天慶 5(942) 4・25
㉛	氷 上	井 原	語部身	上里	平城宮木簡 2 p. 126・2255号

	郡	郷	人 名	記 事 等	出 典
32	氷 上	(石生)	笠取子万呂		平城木簡概報10 p. 6・和銅□年
33	天 田		丹波直広麻呂	大領・外従6下→ 外従5下	統紀・延暦4(785)・正・27
34	(〃)		丹波康頼	丹波宿禰賜姓	尊卑分脈・丹波氏
35	何 鹿		刑部首夏継	従7下・豊階宿禰 賜姓	三実・貞観6(864)・3・4
36	〃		刑部首弟宮子	豊階朝臣賜姓	〃 〃
37	〃		漢部福刀自	叙位2階など	三実・貞観8(866)・9・20
38	〃		漢部妹刀自売	叙位2階など	三実・仁和3(887)・6・5
39	〃		秦貞雄	38の夫(故人)	〃 〃
40	加 佐		棕橋部乙理	戸主・外正8上	大日古3巻 p. 344・天平勝宝元 (749)・12・19
41	〃		漆君三使	戸主	〃 〃
42	〃	(志託)	猪食部装	志宅里	平城木簡概報12 p. 10
43	加佐?		(笠評君)左古臣	笠評	寧遺下巻 p. 963・金銅観音菩薩造 像記辛亥年(651)
44	〃		(笠評君)布奈太利古 臣	〃 ・43の子	〃
45	〃		(笠評君)建古臣	〃	〃
46	与 謝	日 置	水江浦嶋子 筒川 嶋子	餘社郡管川人 日置里・日下部首祖	雄略紀22・7 釈日本紀所引丹後風土記逸文
47	〃		海直忍立	大領・外従8上	大日古2巻 p. 61・但馬国正税帳・ 天平9(737)
48	〃		海部直都比		籠名神社祝部氏系図(補注4)
49	〃		海部直縣		〃
50	〃		海部直阿知		〃
51	〃		海部直刀		〃
52	〃		海部直伍侶道	籠神社祝	〃・養老元(717)ごろ
53	〃		海部直愛志	〃	〃・養老3(719)~天平勝宝元 (749)
54	〃		海部直千鳥	〃	〃・養老5(721)ごろ
55	〃		海部直千足	54の弟	〃・
56	〃		海部直千成	54の弟	〃・
57	〃		海部直綿磨	籠神社祝	〃・天平勝宝2(750)~天平宝字 8(764)
58	〃		海部直望磨	〃	〃・天平神護元(765)ごろ
59	〃		海部直雄豊	〃	〃・延暦11(792)~弘仁10(819)
60	〃		海部直田継	〃	〃・承和14(847)ごろ
61	〃		海部直田雄	〃	〃・嘉祥元(848)~貞観6(864)
62	〃	謁 叡	土部古□		平城宮木簡2 p. 127・2256号
63	〃	〃	丹波直策手		〃 〃

	郡	郷	人 名	記 事 等	出 典
⑥4	与 謝		采女部宅刀自	多産	統紀・宝龜7(776)・閏8・28
⑥5	丹 波		丹波直真養	正6上・任国造	統紀・延暦2(783)・3・13
⑥6	〃		丹波直副茂	左近衛将曹・従6上・山城貫付	三実・貞観8(866)・閏3・17
⑥7	竹 野	鳥 取	車部鯨		寧遺下巻 p. 786・調庸綾絶布墨書・天平11(739)・10
⑥8	〃		家部広足	戸主	大日古3巻 p. 344・天平勝宝元(749)・12・19
⑥9	〃	(舟木)	生部須□	舟木郷	平城宮木簡2 p. 127・2257号
⑦0	〃	(芋野)	姦部古與曾	芋野郷	平城宮木簡2 p. 127・2258号
⑦1	〃	間 人	土師部乙山		平城宮木簡4 p. 185・4666号
⑦2	〃	木 津	紫守部与曾布		平城木簡概報9 p. 6
⑦3	(竹野)		鴨君族国當		平城木簡概報17 p. 14
⑦4	熊 野		大私部広国	戸主	大日古3巻 p. 344・天平勝宝元(749)・12・19
⑦5	〃	田 村	神人丈万呂		平城宮木簡2 p. 127・2259号
⑦6	〃	〃	刑部夜恵		平城宮木簡2 p. 128・2260号
⑦7	〃	(私部)	高屋□□	私部郷	平城木簡概報6 p. 8
⑦8	丹 波 国		韓鍛冶首法麻呂	雑戸→公戸	統紀・養老6(722)・3・10
⑦9	〃		弓削部名麻呂	雑戸→公戸	〃 〃
⑧0	〃		家部人足	飢民を資養	統紀・天平神護2(766)・6・13
⑧1	〃		秦乙成	強盜・配流	類史巻87・延暦21(802)・9・2
⑧2	〃		大村直福吉	右近衛・医師・外従5下・紀宿禰賜姓	統後紀・承和2(835)・10・4
⑧3	〃		和邇臣龍人	右近衛将曹・左京貫付	統後紀・承和4(837)・3・20
⑧4	〃		丹波直嗣茂	左近衛将監・従6上・山城貫付	三実・貞観14(872)・8・1
⑧5	〃		丹波直有数	右近衛・従8下	三実・元慶6(882)・4・8
⑧6	〃		丹波直有貞	従7下	〃 〃
⑧7	〃		丹波直数宗	正8下	〃 〃
⑧8	〃		丹波直有核額	従8上	〃 〃
⑧9	〃		丹波直有道	従8上	〃 〃
⑨0	丹 後 国		丹波直足嶋	少毅・無位	大日古2巻 p. 61・但馬国正税帳・天平9(737)
⑨1	〃		久美公全氏 時統宿禰全氏	従8上・時統宿禰賜姓・武散位・従8上・右京貫付	統後紀・承和2(835)・2・27 〃・承和7(840)・6・10・同年6・22

(補注1) 雑駁な表示を避けるために、記紀等の伝承上人物及び11世紀以降の史料は取り敢えず割愛した。

(補注2) 出典の項はそれぞれ、紀一日本書紀、統紀一統日本紀、統後紀一統日本後紀、三実一三代実録、類史一類聚国史、大日古一大日本古文書、寧遺一寧楽遺文、平遺一平安遺文、平城宮木簡一平城宮木簡(解説・奈良国立文化財研究所)、平城木簡概報一平城宮

発掘調査出土木簡概報(奈良国立文化財研究所)の省略

(補注3) 白石太一郎・前園実知雄「明日香養護学校校庭出土の木簡」(『青陵』第22号, 昭和48年6月, 橿原考古学研究所)

(補注4) 太田 亮『日本国誌資料叢書 丹波・丹後』p. 303~p. 304 (1925年3月), 石村吉甫「籠名神社祝部氏系図」(『歴史地理』第62巻第3号, 1933年9月)に拠る。出典の項の年代は、一部不明瞭な点もあるが一応、祝としての在職期間と考えられる。

る。その中では、㉔の多紀臣大足のように、郡名を負う多紀臣の存在がわずかながら特徴づけられる。この多紀臣はワニ氏の同族と考えられ、本郡においてワニ氏同族とワニ部の関係も想定されている。^(注17)なお時代は下るが、本郡に所在した大山荘の関係史料にも多紀臣は多く見られる。

〈氷上郡〉

本郡は木簡より検出した2例の史料にとどまった。ただ、『播磨国風土記』託賀郡都麻里の条や薨坂の条に、播磨の勢力と丹波の勢力が国の境を争ったとする伝承、同郡都太岐の条には、氷上刀売と讃岐の神が争った時、播磨の勢力が氷上刀売に加勢したとする伝承があり、当然のことながら本郡や多紀郡は南接する播磨との関係が注意される。行政的にも現在は、多紀郡と氷上郡は兵庫県に属している。

〈天田郡〉

本郡も史料は少なく2例のみである。しかし㉓の丹波直広麻呂は郡の大領として見え、丹波直が豪族として本郡にも勢力を有していたことがうかがわれるのである。㉔の丹波康頼は、平安時代の医師として著名であり、鍼博士に任じられたとも伝えられており、わが国現存最古の医書『医心方』全30巻を残している。㉔の大村直福吉も医師として有能であったらしく、㉔の史料に「治瘡記」を選ばしめたと見えており、丹波の氏族と医学には何らかの関係があったのであろうか。

〈何鹿郡〉

本郡では5例の史料が確認され、すべて9世紀のもので、部姓の系統が多い。㉓の刑部首夏継・㉔の刑部首弟宮子は、『記』『紀』で開化天皇の子、『記』ではさらに丹波道主王の父(開化記)と伝承されている彦坐王の系譜を引くと主張していることは若干注目される。㉔の漢部福刀自と㉔の漢部妹刀自売は同じく節婦として叙位、免租などの恩典をうけており、同じ漢部であり、あるいは史料に何らかの錯綜があるのかもしれない。またこの何鹿郡は、現在行政的にはそのほとんどの郡域が綾部市となり、丹波・丹後の中で唯一その郡名が現存していないが、古代の漢部郷の用字が中世には綾部郷となって、現在へと受けつがれている。㉔、㉔の漢部もこの漢部郷に関連するものであろう。

〈加 佐 郡〉

この加佐郡以下、与謝・丹波・竹野・熊野の5郡は、和銅6(713)年、丹波国より分割されて丹後国となっている。加佐郡の史料としては、比較的古い史料が6例確認された。④⑤の(笠評君)左古臣から⑤の(笠評君)建古臣の3例は、法隆寺旧蔵(東京国立博物館蔵)の観音菩薩立像台座に刻まれている銘文中から取ったもので、「笠評君」は従来吉備の笠臣と考えられていたが、評の史料として、加佐郡に当て、「笠評君」を氏姓とみる見解に従った。^(注18)しかりとすれば、この仏像の止利式の作風から、銘文中の「辛亥年」は白雉2(651)年であることは明白であり、この④⑤は、丹波・丹後の氏族史料中、『紀』に見える①の倭彦王と⑥の水江浦嶋子を除いて、紀年の明記された最古の資料となる。^(注19)

〈与 謝 郡〉

本郡は19例と、1郡内で最も多くの史料を確認し得たが、これは「籠名神社祝部氏系図」より14例を検出したためである。この「籠名神社祝部氏系図」は、料紙および書風より平安時代を下らず、その成立は籠神社の従四位下という神階の記載から、貞観13(871)年6月～元慶元(877)年12月の間と考えられるきわめて貴重な史料で、^(注20)国宝指定を受けている。また、本郡の史料はかなり注目すべき内容を含んでいる。まず④は、有名な水江浦嶋子の伝承であって、『釈日本紀』所引の「丹後国風土記」逸文の方は、水江浦嶋子(筒川嶋子)を日下部首の祖としており、与謝(丹後)と日下部首との関係は注意される。この水江浦嶋子の伝承は、与謝郡内のみならず、島兒神社(竹野郡網野町浅茂川)や、皺榎(同町網野・水江浦嶋子が海中より帰って、たちまち老人となった時に、その顔にできた皺を取って投げつけたという榎)などの存在する網野町付近にも広く分布しており、分布の範囲やこの伝承の持つ神仙思想的 content なども興味深い。次に本郡の有力氏族としては、海部直(海直)を挙げることができ、④⑦の海直忍立は郡の大領、⑤②の海部直伍佰道以下⑥③の海部直田雄までは、本郡の式内名神大社籠神社の祝に関係する。丹後においては、しばしば海部の存在が指摘され、海部の伴造たる海部直の存在はその考えを支持するものと言えよう。ただ本郡においても、⑥③の丹波直策手のように丹波直の史料があることは見のがせない。

〈丹 波 郡〉

本郡の史料は丹波直の2例のみである。⑤⑤の丹波直真養が国造に任じられたのは、律令制下の国造(新国造)であるが、カバネの「直」から考えて、大化前代の丹波国造の存在を示唆しているようである。『倭名抄』によると、この丹波郡には丹波郷が存在(現在の中郡峰山町丹波付近に比定)し、この地はもともと古代タニハの中心地の1つであったと考えられ、ここに丹波国造以来その末裔が居住しており、律令制下の国造に任じられたのであろう。次に⑥⑥の丹波直副茂は、⑥④の丹波直嗣茂と同一人物ではないかと判断できる。それ

は、⑧の丹波直嗣茂の名、「嗣茂」には国史大系本の頭注があって、「嗣、原作副、今意改」と記されており、底本(宮内庁蔵、谷森健男氏旧蔵本)に「副茂」と書かれていたのを、校勘者が「嗣茂」と改められたものであって、底本の「丹波直副茂」の方を取ると、⑥と⑧は同じ丹波直で同名となるからである。さらに双方は同じ官位で、官職は異なるが、同じ左近衛府に属し、⑥の将曹に対し⑧は将監と時代の下った方が昇進しており、⑧の丹波国人の記載を除けば相反する記事はなく、同じ人物と考えた方がよいと思われる。

〈竹 野 郡〉

本郡の史料は7例で、すべて奈良時代に属し、6例が部姓である。本郡内には、竹野郷(『倭名抄』)や式内大社竹野神社が存在し、竹野郡や竹野神社の「竹野」は「タカノ」と訓(注21)み、竹野郷の「竹野」もおそらく「タカノ」と訓むのであろう。現在の竹野郡丹後町大字竹野の大字名も「タカノ」である。丹後国の西隣の但馬国の美含郡にも竹野郷が存在し(『倭名抄』、兵庫県城崎郡竹野町付近に比定)^(注22)、「タカノ」と訓む。日本海沿岸地方には、^(注23)ケタ・カガ・ノト・コシ・ケヒなど共通する地名の存在することが既に指摘されており、タカノもこの例に入れてよいであろう。

〈熊 野 郡〉

本郡の史料は4例と少ないが、竹野郡同様すべて奈良時代に属すものである。この中で⑦の大私部広国の大私部という氏族名と、『倭名抄』に見られぬ郷名であるが⑦の高屋□□に付された私部郷の記載が、本郡にも私部の存在を裏づけるものとして注意される。次に本郡の郡名、熊野に注目しておきたい。熊野の地名は、『倭名抄』によると、本郡の他に、但馬国二方郡の郷名に見える。また平安時代末期の熊野参詣盛行以前の熊野神社の存在として式内社を選ぶと、近江国高島郡熊野神社・越中国婦負郡熊野神社・丹後国熊野郡熊野神社・出雲国意宇郡熊野坐神社(名神大社)・紀伊国牟婁郡熊野早玉神社(大社)・同郡熊野坐神社(名神大社)が確認される。これらの熊野関係地名、神社の分布はおおむね日本海沿岸地方と紀伊半島南端である。このことについて詳論する余裕はないが、ともに暖流である対馬海流、黒潮のおしよせる地域と重なることは興味深く、先に竹野郡の項で触れた、日本海沿岸地方の共通地名にこの「クマノ」の例も入るのではなかろうか。

そ の 他

⑧の韓鍛冶首法麻呂以下に郡名が不詳な史料を挙げておいた。この中で、⑧の丹波直嗣茂は丹波郡に、⑤の丹波直有数から⑨の丹波直有道までの5例は桑田郡の史料に重複ないし分類できることは先述したとおりである。さらに⑩の久美公(時統宿禰)全氏は久美公という氏族名からして、熊野郡久美郷に関係するかもしれない。⑩の軍団少毅、丹波直足嶋は、『続日本紀』霊龜2(716)年5月己丑条によると、諸国軍団大少毅に、郡領の3等以上

の親を任用することを禁じており、丹後の豪族かどうかは不詳となるが、実際には軍団の大少弐は郡司などの在地の有力者が任用されていたらしいので、挙げておいた。^(注24)

4

以上古代丹波・丹後の氏族関係史料を表示し、それらに略説を加えてきた。本章ではそれらの特徴的なことがらを、6点にしぼって指摘してみたい。

第1に、史料の残存性という不確定な要素を加味しながらも、丹波直関係史料が第1表に掲げた89例中19例(重複は除く)と2割強を占めることが注意される。このうち、②④の丹波康頼はその系譜によると祖先を後漢霊帝としており、『新撰姓氏録』左京諸蕃には、同じく後漢霊帝を祖先とする「丹波史」を記している。よって、②④とカバネを持たない②③の丹波継有・②③の丹波福秀は渡来系の丹波史に属する可能性があるとして除外するとしても、なお2割近い比率を占める。丹波直はカバネが直であり、桑田・船井・天田の各郡では郡司に、②⑩の丹波直足嶋は軍団の少弐に、②⑤の丹波直真養は律令制下の国造(新国造)に、それぞれ任じられていることからすると、まず大化前代に丹波国造が存在し、その氏族名は丹波直であって、7世紀後半以降も郡司として勢力を保ち続けたことは首肯されよう。そしてその本拠地の1つは、丹波郡丹波郷周辺であろうが、その分布は、第1表から知られるように、丹波郡の他、桑田・船井・天田・与謝郡と丹波・丹後の各地に広範囲にわたっている。また「後宮職員令」氏女采女条や「軍防令」兵衛条によると、郡司の一族より采女を出す規定があり、時代は下るが永祚2(990)年2月の「丹後国司解」には、^(注25)「采女従五位下丹波直勝子」が天慶7(944)年より采女であったと記されており、丹波直がこの時期もなお郡領級の豪族で采女を貢進していたことがうかがえるのである。仁徳紀16年7月戊寅条には、「宮人桑田玖賀媛」と播磨国造の祖速待との伝承があり、この伝承には丹波桑田郡より宮人(女官の総称)を貢進していたことが反映されているのかもしれない、貢進していたのなら、丹波直の一族からであった可能性が高い。このように、丹波国造であり、のち丹波の郡司になり、丹波・丹後にかなり広範に分布していた丹波直は従来その存在をあまり指摘されなかったが、今少し注目するとともに、古墳の分布などと合わせて検討する必要がある。

第2は、私部の存在である。私部とは、それまで特定の后妃のそれぞれにおもに官号を付して与えられていた名代を敏達・推古朝ごろ后妃の私有部民として定立化して、それを「私部」という普通名詞的呼称に統一したものと^(注26)する見解が有力であり、第1表や『倭名抄』からすると、丹波・丹後においても熊野・何鹿・船井の各郡に私部郷ないし私部の分布が見られる。『記』『紀』に拠ると、丹波・丹後から開化天皇にタニハノタカノヒメ、垂

仁天皇にヒバスヒメ以下複数の后妃を出したとする伝承があり、私部の分布と何らかの関係があったのかもしれないが、丹波・丹後と大和王権が密接な関係を持っていた徴証にもつながるであろう。

第3は日下部と与謝の地との関連である。④⑥の水江浦嶋子は、「丹後国風土記」逸文に、日下部首の祖と記されている。次に顕宗即位前紀に拠ると、市辺押磐皇子の遺子である弘計(のちの顕宗天皇)、億計(のちの仁賢天皇)の2王は、市辺押磐皇子謀殺の難を「丹波国余社郡」(与謝郡)に逃げ、そののち2王は与謝の地よりさらに播磨の明石方面へ逃亡してその地で身分を明らかにしたことになる。ここで2王と与謝へ導いたのが、市辺押磐皇子の侍臣、日下部連使主とその子吾田彦であったように、日下部は与謝の地と深くかかわっているのである。ただ水江浦嶋子の後裔は日下部首であり、弘計・億計2王と与謝へ導いたのは、日下部連とカバネが異なるが、両者は『新撰姓氏録』によると、同じ祖先伝承を伝えているのである。すなわち、『新撰姓氏録』河内国皇別に「日下部連 彦坐命子狭穗彦命之後也。」、同和泉国皇別に「日下部首 日下部宿禰同祖。彦坐命之後也。」とあって、ともに丹波・丹後に関係の深い彦坐王を祖先とする伝承でつながっている。よって第1表では与謝郡の日下部は④⑥のみであるが、日下部と与謝は密接にかかわっており、^(注27)そのことを背景に先にみた伝承を理解することもできよう。また日下部は名代・子代の一つで皇室私有の部とされることから、与謝の地と大和王権のかかわりも想定できる。

第4は海部の存在である。丹後には入江や漁港も多く、海岸沿いの古墳などは海部と結びつけて論じるなど、海部の存在を指摘されることも多いが、海部の伴造たる海部直や海直が、与謝郡の郡司や式内名神大社籠神社の祝として見え、熊野郡に海部郷が存在する(『倭名抄』)ことから、ある程度は認められよう。とりわけ与謝の地においては、海部の分布は特徴的であり、重視してよからう。そして、『先代旧事本紀』の「天孫本紀」によると、海部直と丹波国造は、ニギノハヤヒノ命の6世孫建田背命を祖とする同族伝承を有している。丹波国造とは先述した丹波直と考えられ、この同族伝承がすぐに事実に基づくのかはなお検討を要するが、もともと同族でなかったとしても、丹波・丹後において有力な丹波直と与謝付近にとりわけ影響力を持った海部直が地縁的結合をもとに、同族とする伝承を持つようになったのかもしれない。この海部についても検討する内容は多いが、特に海産物を王権に貢納していたことや、海上の交通にかかわる点は、丹後の古代史を考える時に欠かせぬ要素である。

第5は、上記の第2から第4の点とも関連するもので、部民の分布が顕著なことである。第1表によると、部民関係史料は89例(重複を除く)中40例と4割強を占め、部関係地名も丹波・丹後には多い。特に丹波においては、部関係地名は、『倭名抄』によると、74郷中

13郷一漢部・宗我部・荒部郷(以上桑田郡), 刑部郷(船井郡), 宗部郷(多紀郡), 春部郷(氷上郡), 六部・土部・宗部・雀部郷(以上天田郡), 物部・私部・漢部郷(以上何鹿郡)一を数えて, 全体の18%になり, この部のつく郷名の占める割合は68カ国中最高である。これらの部民分布, 部関係地名をいかに理解するかについては, 設置の時期や部の性格等々議論の分かれるところであるが, やはり大和王権との密接な結びつき, 大和王権の支配を想定しないわけにはいかない。海部などから考えると, 丹波・丹後には比較的早くから部が設置されていたのではなかろうか。

第6は, 渡来系氏族が少ないことであり, 第1表では, ⑭, ⑳の秦氏, ㉔の韓鍛冶首などが散見するのみである。当然のことながら丹後は日本海に面しており, 『三代実録』貞観5(863)年11月丙午条, 同元慶3(879)年3月癸卯条, 『日本紀略』延長7(929)年12月24日条などには渤海使や異国船が漂着した記事が^(注28)あり, それ以前にもそういうことはあったと考えられ, 西隣の但馬国には有名な天日槍の^(注29)伝承もあるのだが, 居住氏族の史料は意外と少ない。

5

以上, 丹波・丹後の氏族史料の諸特徴を列挙してみた。ここでは最後に1, 2のことを付言して, 結びにかえたい。

まず, 古代丹波・丹後に独自の勢力があったことは, 誰もが認めるところであろうが, それにはやはり丹波直と称した丹波国造の存在を抜きにしては論じられないであろう。また丹波大県主(開化記)や式内三県神社(桑田郡)が史料に見え, 丹波県主の存在も見落せない。丹波県主は, 上田正昭氏も指摘されたように, 大和王権と密接な関係を持っていた大和の六御県などの県主の中に唯一混じって, 綏靖~開化天皇という欠史八代中の天皇に后妃を出した伝承を有しているなど大和と関係が深い。丹後には, 3大前方後円墳など古墳文化に見るべきものがあるが, 丹波・丹後の地をめぐってこれという反乱伝承もなく, 后妃を出した伝承もあり, のちに多くの部が設置されたことなどを考えあわせると, やはり丹波・丹後の地は大和王権に従属的な地域と言わねばならないであろう。つまり, 丹波県主は大和の県主たちと並んで, 大和王権の祭祀にかかわっていたことが想定でき, 丹波国造は, 国造として大和王権の地方支配を担っていたのであり, 大和王権と対抗するものではなく, 早くから大和王権の支配下にあったものであろう。特に丹後地方は, 冬期は2~3カ月以上も大雪に見まわれるように気候的に恵まれぬ土地であり, 鉄などの資源が産するわけでもなく, 大和王権に従属し, その力を借りることによって, 丹波・丹後の地のまとまりが保てたのではなかろうか。そして, クマノやタカノなど日本海沿岸地方と共通する地名や

海部の存在することから、日本海沿岸地方と丹波・丹後の氏族は交流していたと考えられる。東隣の近江の豪族、特に息長氏は琵琶湖のみならず日本海に至る交易活動をしていたことも指摘されており、近江とも丹波・丹後の氏族は交流していたかもしれない。つまり、^(注31)丹波・丹後の地の独立性よりも、大和王権との深いかかわり、従属的な点を重視し、日本海沿岸地方などとの交流という点でこの地の古代史を考察する方が理解しやすいのではなかろうか。

以上、民族的な観点からのみ拙い考えを示し、古代丹波・丹後の歴史的意義についてはそのほとんどについて触れることができなかったが、丹波・丹後の古代史を過大にも過小にも評価しないことが大切であることを再度強調し、ひとまず稿を閉じることとしたい。もとより浅学非才の者が、他に地道な研究活動を多年続けておられる人をさしおいたことや、門脇氏をはじめ先学諸賢の御高説に妄評を加えたことがあれば、深くお詫びしたい。

(磯野浩光＝京都府教育庁文化財保護課技師)

- 注1 『続日本紀』和銅6(713)年4月乙未条によって、丹波国の加佐・与謝・丹波・竹野・熊野の5郡を割いて丹後国を置いたことが知られる。小稿では、この丹後分国以前の「丹波」の地に言及することとするが、「丹波」では混乱を招くので、具体的に地域を特定する便宜上、分国後の丹波、丹後の名称を分国前の時代にも溯って用いることとする。
- 注2 例えば、両丹地方史研究者協議会(機関誌『両丹地方史』発行)・綾部史談会(同『綾部史談』発行)・丹波史談会(同『丹波史談』発行)・両丹技師の会(同『太邇波考古』発行)などの研究活動。
- 注3 折口信夫「水の女」(『折口信夫全集』第2巻所収。但しこの論文は、『民族』第2巻第6号(昭和2年9月)、同第3巻第2号(昭和3年1月)に発表されたものである。)
- 注4 西村 享「古代丹波(たには)の研究―宮廷信仰と地方信仰と―」(『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』第1号, 1970年2月)
- 注5 川上順子「ヒバスヒメ皇后と丹波―后妃変遷を中心に―」(『文学』第47巻第2号, 1979年2月)
- 注6 上田正昭「丹波県の発展」(林屋辰三郎・上田正昭編『篠村史』, 1961年3月)
- 注7 小林敏男「旦波大県主をめぐる歴史的世界―丹後の地の古代史によせて―」(『地方史研究』第157号, 1979年2月)
- 注8 畑井 弘『天皇と鍛冶王の伝承―「大和朝廷」の虚構―』p.13~p.146(1982年5月, 現代思潮社)
- 注9 門脇禎二『出雲の古代史』p.4(1976年12月, NHKブックス)
- 注10 門脇禎二「古代の日本海文化の一齣―古代の丹後をめぐる―」(『文化財の知識』, 1975年3月, 京都府文化財保護基金)
- 注11 門脇禎二「丹後王国論序説」(『丹後半島学術調査報告』, 1983年3月, 京都府立大学ほか), 同氏「丹後王国論への序章―大山墳墓群の歴史的環境―」(『丹後大山墳墓群』, 1983年3月, 丹後町教育委員会)なお、本文に引用した用語は前者の論文に拠る。
- 注12 『日本書紀』天武10(681)年3月丙戌条, 同持統5(691)年8月辛亥条, 『続日本紀』和銅7(714)年2月戊戌条。

- 注13 方形台状墓の分布については、加悦町教育委員会佐藤晃一氏の御教示を得た。
- 注14 岡田精司『神社の古代史』p.185 (1985年10月, 朝日カルチャーブックス)
- 注15 安井良三「周山廃寺の遺址と遺物」(『文化史学』第1号, 1950年7月), 拙稿「周山廃寺址出土の文字瓦」(『京北町の文化財』第8号, 1982年2月)
- 注16 佐伯有清氏は⑯～⑳の史料の「私部村」を何鹿郡私部郷と同じとして, これら⑯～㉑を何鹿郡の史料とされているが, (佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第4, p.243, 1982年11月, 吉川弘文館) 本文のように考えて船井郡の史料と判断した。
- 注17 岸 俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(同氏著『日本古代政治史研究』, 1966年5月, 塙書房) なお, 岸氏はこの論文で, 『大日本古文書』第1巻p.323以下の「国郡未詳戸籍」を多紀郡のものと想定しておられるが(同書p.63) 小稿第1表ではこの史料はひとまず保留した。
- 注18 『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』p.77, p.94 (1976年9月, 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館)
- 注19 今泉隆雄「八世紀郡領の任用と出自」(『史学雑誌』第81編第12号, 1972年12月), 狩野 久「額田部連と飽波評一七世紀史研究の一視覚」(岸 俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上巻, 1984年5月, 塙書房)
- 注20 『新指定重要文化財』第9巻p.188 (1984年3月, 毎日新聞社)
- 注21 『延喜式』巻10神祇10(神名帳)に, 竹野郡「タカノ」, 竹野神社に「タカノ」の訓が付されており, さらに元和古活字那波道圓本『倭名類聚鈔』巻5国郡部にも竹野郡に「多加乃」の訓がある。
- 注22 元和古活字那波道圓本『倭名類聚鈔』巻8但馬国美含郡の竹野郷の項に「多加乃」の訓がある。
- 注23 浅香山木「古代のコシとイツモ」(同氏著『古代地域史の研究』1978年3月, 法政大学出版局)
- 注24 日本思想大系『律令』補注p.624 (1976年12月, 岩波書店)
- 注25 『朝野群載』巻9所引。(国史大系本p.247)
- 注26 岸 俊男「光明立后の史的意義—古代における皇后の地位—」(注17書所収)
- 注27 水野 祐氏は日下部首の本拠地を丹後国与謝郡と考えておられる。(水野 祐『古代社会と浦島伝説』上, p.80, 1975年2月, 雄山閣出版)
- 注28 延長7(929)年の渤海使が丹後についたことは, 『扶桑略記』裏書, 延長8(930)年正月戊辰条にも見える。
- 注29 『古事記』応神天皇段, 『日本書紀』垂仁3年3月条, 同88年7月戊午条など。
- 注30 上田正昭「丹波県の発展」(前掲注6に同じ)
- 注31 岡田精司「継体天皇の出自とその背景—近江大王家の成立をめぐる—」(『日本史研究』第128号, 1972年9月)

<追 記>

小稿提出後, 門脇禎二氏は日本海沿岸地域に関する論考をまとめて上梓された(門脇禎二『日本海域の古代史』, 1986年9月, 東京大学出版会)。初出の論考との異同は少ないが, 門脇氏の言われる「丹後王国」が比較の早くからヤマトと同盟したり(同書p.272), 結びついた(同p.294)とする指摘も加えられている。